



永新知識産権
NTD IP ATTORNEYS

中国知的財産権 実務研究

| FEB 2024 |
総第 15 期

PRACTICAL RESEARCH OF CHINA INTELLECTUAL PROPERTY

今回のハイライト

重要なビッグデータ

鐘鳴博士コラム

商標法第 44 条第 1 項に対する評釈—2019 年商標法
第 4 条第 1 項の適用についても検討

新特許法実施細則の解釈

- (一) 特許行政保護の規則体系のさらなる完備 | 張超
- (二) ハーグ特別章及び意匠の一時保護制度の展望 | 張超
- (三) 職務発明創造についての奨励・報酬 | 劉蘭蘭
- (四) 特許権評価報告制度の完備 | 穆豪亮
- (五) 特許開放許諾制度を明らかにする | 于偉艷
- (六) 特許権付与・特許権確定手続きの中止規定の沿革
| 穆豪亮

重要なビッグデータ

重要なビッグデータ	2022	2021	2020	2019	2018
中国全国の著作権登録総数（件）	6,353,144	6,264,378	5,039,543	4,186,549	3,457,338
各年の作品登録件数（件）	4,517,453	3,983,943	3,316,255	2,701,564	2,351,952
著作権保護センターでの登録件数（件）	491,594	527,432	290,693	282,541	244,150
ソフトウェア著作権登録件数（件）	1,835,341	2,280,063	1,722,904	1,484,448	1,104,839
著作権質権登録（件）	350	372	384	537	547

注：中国全国の著作権登録総数は、作品著作権登録、コンピュータソフトウェア著作権登録、著作権質権登録の3種類を含む。

データ源：中国国家著作権局の各年の全国著作権登録状況の通報

商標法第 44 条第 1 項に対する評釈

—2019 年商標法第 4 条第 1 項の適用についても検討

三、「不正な手段」の適用をめぐる紛争及びその解決

(一)「不正な手段」と私的利益の侵害

最高法院は、『権利付与・権利確定に関する意見』において、「不正な手段」の条項が特定の民事権益のみを侵害する事例に適用されないと判断しているが、具体的な事件の処理において突破することも多いそうである。例えば、「ヴィクトリアズ・シークレット VICTORIA'S SECRET」の商標異議復審事件において、北京一中院は、「係争商標の登録出願日より前、『ヴィクトリアズ・シークレット VICTORIA'S SECRET』という商標は服装などの商品においてすでに高い知名度を有し、また、本事件の係争商標に加えて、係争商標の登録出願人である姜惠娟は、複数のカテゴリーの商品又は役務について『ヴィクトリアズ・シークレット VICTORIA'S SECRET』という商標を登録出願したため、姜惠娟の係争商標の登録出願行為は、高い知名度を有する他人の商標を複製し、盗用する意図が明らかであり、正常な商標登録管理秩序を乱し、市場の公正な競争環境を損なうと十分に認定できる。『不正な手段』の条項の立法精神を考慮すると、係争商標の登録出願を許可してはならない」と判断した。¹「ウィーチャット WEIXIN」という商標の無効宣告事件において、法院はまた、「係争商標の元の登録人である台福会社の法定代理人である刘紹銀と本事件の原告、控訴人である呉芳芳は夫婦であり、2011年8月から2017年7月まで、台福会社は、『ウィーチャット』が高い知名度を有することを知りながらも、依然として、係争商標を含む、『ウィーチャット（微信）』の字形を含む複数（6つ）の商標を登録しており、かつそれらを呉芳芳の名前に譲渡することで対応する法的リスクを回避する。その一連の商標登録行為は、高い知名度を有する他人の商標を複製

¹ 北京一中院（2014年）一中行（知）初字第9331号行政判決書。しかしながら、北京高院は、二審において、「本事件の証拠は、本事件の係争商標に加えて、姜惠娟が5つの商品又は役務のカテゴリーについて合計9つの「ヴィクトリアズ・シークレット VICTORIA'S SECRET」という商標を登録出願したことを証明するだけであり、数が少ないだけでなく、それらはすべて第30類のコーヒーなどに関連する役務又は日用品及び役務に属する。姜惠娟にとって、いずれも使用する可能性があり、姜惠娟が商標を買いだめする意図を有することを証明するには十分ではない。したがって、係争商標の登録が2001年商標法第41条第1項に規定する「欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段」で登録を得る状況に該当するとの一審法院による認定は、根拠を欠く」と判断した。北京高院（2017）京行終601号行政判決書を参照されたい。

し、盗用する主観的意図が明らかであり、正常な商標登録管理秩序を乱し、市場の公正な競争秩序を損ない、信義誠実の原則に違反する。したがって、商標評審委員会が『不正な手段』の規定に基づいて係争商標を無効と宣言することは適切である」と判断した。²

上記事件と最近公表された北京高院の司法意見³から確定できるように、他人が同一の商標権者の商標に関して、同一又は類似する商品又は役務或いは同一でないか又は類似しない商品又は役務について登録出願する場合、先行商標の知名度にかかわらず、大量、大規模のレベルに達するか否かにかかわらず、一定の登録件数と一定の悪意があれば、「不正な手段」の規定を適用することができ、すなわち、法院は、絶対的理由と相対的理由を区別して異なる条項を適用するという慣行をある程度突破している。

しかしながら、同一の人の同一の商標権に関して、係争商標の登録出願人が同一又は異なるカテゴリーの商品又は役務について複数回登録出願する場合、せいぜい同一の権利を複数回侵害する行為に属し、該行為は、一般的に「た

² 北京高院（2018年）京行終3313号行政判決書。「詹漆匠」についての商標無効宣告事件においても法院は同様の観点を持った：小項油漆営業部（係争商標の登録出願人）が経営する店舗と詹杰義（引用商標の登録出願人）が経営する店舗は、いずれも「宿遷義烏国際商貿城」に位置し、かつ2つの店舗が近接し、また、経営する製品が基本的に同じであるか又は類似する。この状況において、小項油漆営業部は、係争商標を含む、引用商標の図案とほぼ同一の複数（7つ）の商標を登録出願したが、関連商標の登録出願に合理的な事由又は実際の使用意図があることについては説明しなかったため、小項油漆営業部の係争商標の登録出願行為は、明らかに信義誠実の原則に違反し、商標の正常な登録秩序を乱し、主観的に善意があると言われにくい。したがって、係争商標の登録出願が商標法第44条第1項に規定する「その他の不正な手段で登録を得る」状況に該当するとの一審における認定は、適切であり、本院は、確認する。北京高院（2018）京行終6267号行政判決書を参照されたい。

³ 2019年4月24日に北京高院が公布した『商標の権利付与・権利確定に係わる行政事件の審理ガイドライン』第17.2条：「その他の不正な手段」は、欺瞞的な手段以外のその他の方式で商標登録秩序を乱し、公共利益を損ない、公共資源を不正に占有し、又は不正な利益を図ることにより、係争商標の登録を得る行為を指し、係争商標の登録出願人が他人の一定の知名度を有する商標を大量、大規模に冒認出願するなどの手段をとる行為が含まれる。次に掲げる要件を同時に備えている場合は、商標法第44条第1項に規定する「その他の不正な手段で登録を得る」ことに該当すると認定することができる。（1）適用する主体が当該商標の登録出願人である。ただし、係争商標を現在登録した者と登録出願人との間に特定の関係があることが証拠で証明されており、又は係争商標の登録出願行為について意思の連絡があった場合を除く。（2）適用する対象として、すでに登録された商標も登録出願される商標も含まれること、（3）登録出願行為が、商標登録秩序を乱し、社会公共利益を損ない、又は公共資源を不正に占有し、その他の方式で不正な利益を図ることに該当すること、（4）登録出願行為が単に特定の民事權益に損害を与えただけにとどまらないこと。第17.3条：次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、商標法第44条第1項に規定する「その他の不正な手段で登録を得る」ことに該当すると認定することができる。（1）係争商標の登録出願人が登録出願する複数の商標が、他人の高い識別性のある商標或いは高い知名度を有する商標と同一又は類似するものであり、異なる商標権者の商標に関し同一又は類似する商品、役務における登録出願、さらに同一の商標権者の商標に関し同一でないか又は類似しない商品又は役務における登録出願も含まれること……。

だ乗り」、「有名ブランドに便乗する」という悪意を持ち、事件の異なる状況によって商標法の相対的理由の条項を適用することができ、例えば、第13条、第15条、第30条又は第32条などは、その出願又は登録を禁止することができるべきである。関係のない商品又は役務について登録出願する場合、先行商標の商標権の禁止範囲に該当するか否かは、先行商標の知名度によって確定する必要があり、さらに、同一の権利を複数回侵害するため、公共利益又は公共秩序を損なう場合に「不正な手段」の規定を適用する必要があるか否かについては、まだ比較的説得力のある論拠がみなされていない。⁴

おそらく考慮すべきものは、いわゆる大量、大規模登録の「量」ではなく、その行為の「質」に注目すべきであり、学者たちが指摘するように、「悪意の観点に立ち返って、総括的に判断すべきであり」⁵、すなわち、商標登録出願人が「使用目的を持たない悪意のある商標登録出願」を行ったと認定し、しかしながら、この認定は、2019年商標法第4条を適用する必要があり、該条項を適用することができる前に、「海棠湾」事件における最高法院のやり方を用い、第4条の規範的意図を「不正な手段」の規定に解釈するしかない。

⁴ ある意見において、「悪意のある冒認出願の状況で、冒認出願行為の反社会性が弱いものから強いものへと段階的に変化する過程を有する。具体的には、特定の民事権益のみを侵害する悪意のある冒認出願行為について、その反社会性が弱いため、信義誠実を適用すべきであり、被冒認出願人が悪意を持って冒認出願された商標を無効とすることを長期間にわたって請求しなかった場合、該商標が長期間にわたって使用された後に自身に属する商用信用及び評判が確立された場合、その登録を維持することができ、他人の商用標識を使用意図なく大規模に冒認出願する場合、商標登録秩序を重大に損ない、反社会性が強く、公序良俗を適用して、それを無効とすべきである。」と考えている。『法律適用』2012年第10期に掲載された鐘鳴、陳錦川の『悪意のある冒認出願を阻止するための商標法規範体系及びその応用』を参照されたい。同様の意見については、王汪澤が中心となって編集する『中国商標事件の精読』、商務印書館、2015年版、第306ページを参照されたい。しかしながら、上記意見は、複数の異なる主体の異なる商業標識を冒認出願する行為が「不正な手段」に該当することを論拠しているが、同一の主体の同一の商業標識を複数回冒認出願する行為も「不正な手段」に該当するとは考えられず、この行為が依然として相対的理由の条項に規定する範囲内にあると考えられる。複数の異なる主体の異なる商業標識を冒認出願する行為が「不正な手段」に該当するという観点に対しても、以下の反対の意見がある。実践では、商標を大量又は複数回冒認出願する行為を「不正な手段」により禁止することは、論理的に一貫性がない。他人の商標を大量又は複数回冒認出願することは、依然として特定の複数の人の利益を侵害することであり、法的利益を侵害する行為であり、相対的な理由に該当する。複数の法的利益を加算して得られたものは、公共利益に「質的に変換」されるわけではない。(上記支持観点は、)『商標の権利付与・権利確定に関する意見』に違反することなく、「不正な手段」の条項を適用するための議論にすぎない。抽象的な商標登録秩序が存在せず、すべての商標登録規則は登録秩序の一部である。この意味で、いかなる悪意のある登録は、いずれも商標登録秩序を乱すものであり、量とは関係がない。同様に、抽象的な公共利益も存在せず、公共利益は、具体的な私的権益で構成される。理論的な解釈であれば、誠実に違反し、私的利益を侵害する行為を「競争秩序を乱す」と解釈することができることにより、「不正な手段」の条項に基づいて私的法益を保護することができる。李琛、前引言を参照されたい。

⁵ 張鵬、前引言。

(二)「不正な手段」及び使用行為

2019年商標法の施行前、法院は、使用意図又は使用の必要性の有無に基づいて「不正な手段」の有無を判断し、防御登録の場合又は他人の商標に対する冒認出願でない場合、「不正な手段」に該当しない。また、使用されたという事実が、該商標が「不正な手段」に該当しない状況に該当するか否かについては、防御登録、先行商標の知名度、商標登録出願の件数及び登録後の行為などにも関係があり、一概には言えない。

まず、使用又は使用の可能性がある場合、防御登録の場合、又は先行商標が基本的に知名度がない場合、「不正な手段」に該当しないと認定又は推定することができる。例えば、「SAFETY JOGGER」の商標無効宣告事件において、法院は、「宝漢靴業公司是、2013年2月1日に係争商標を登録出願した後に2014年から『安全靴』の製品に該商標を使用し始め、2014年及び2015年に貴州百固安全防护裝備有限公司との売買により発生した特別付加価値税請求書の総額は134万元を超えた。宝漢靴業公司是、また、第9類及び第25類の商品について130件以上の商標を出願したが、係争商標について無効宣告請求が行われた2016年8月23日より前に商標を真に使用しており、譲渡などの方式で商業利益を図ったか又は譲渡などの商標の本質的価値に明らかに反する方式で利益を図る意図を有することを証明する本事件の証拠はなく、係争商標は「不正な手段」に該当するとみなされるべきではない」と判断した。⁶また、「茶の魔手Tea's magic hand」の商標無効宣告事件において、法院は、大量の登録商標が知名度を有する他人の商標であることを証明することができず、係争商標の登録出願人がすべて同様の商品又は役務について登録するという事実に基づいて、生産・経営の必要性によるものではないと判断しなかった。⁷

⁶ 北京知識産権法院（2017）京73行初4117号行政判決書、北京高院（2018）京行終2193号行政判決書。また、「DEVABYS」の商標無効宣告事件において、北京高院は、「カーライル会社が提出した証拠は、係争商標の登録出願人である浙江奧利達公司在第7類の商品について複数の商標の登録出願を行ったことを証明することができるが、浙江奧利達公司在関連製品を実際に生産・経営しており、カーライル会社の民事權益が商標法の他の条項に基づいて保護されていることを証明する他の証拠がなかった場合、本院は、係争商標の登録出願が「不正な手段」の状況に当該しないと認定する」と判断した。北京高院（2018）京行終782号行政判決書を参照されたい。「PocketBac」の商標無効宣告事件において、法院は、「浴美健公司在提出した証拠は、係争商標の登録出願人である順進公司在他の19件の商標を登録出願したことを証明するが、上記商標の大部分は第17類の商品について登録されたものであり、順進公司による係争商標の登録出願が生産・経営の必要性によるものではなく、かつ登録秩序を乱すという意図と効果があると認定しにくい。したがって、係争商標の登録は、「不正な手段」に該当しない」と判断した。北京高院（2018）京行終4375号行政判決書を参照されたい。

⁷ 法院は、「王賢明が提出した証拠は、係争商標の登録出願人である梁来根が他の57件の商標を登録出願したことを証明するが、上記商標の大部分は、第43類の役務について登録されたものであり、係争商標と同じであり、王賢明が提出した15個のオンラインで検索された証拠だけで

また、登録件数が多すぎて転売して利益を図る行為がある場合、一部の商標を使用したことがあっても「不正な手段」に該当すると認定される。例えば、「爽歪歪」の商標無効宣告事件において、係争商標の所有者である傅心和が「乳娃娃」、「爽歪歪」など150件以上の商標を登録出願し、かつ一部の商標をオンラインで公開販売し、絆創膏、解熱・解毒経口液などの商品についての係争商標の商標権付与許可、検査報告書、製品の包装、インボイスなどの使用証拠を提出したが、法院は、依然として、「傅新和の商標出願は、経営の正常な需要をはるかに超え、正常な商標登録管理秩序を乱し、市場の公正な競争秩序を損なう行為であり、「不正な手段」に該当し、認めて登録してはならない」と判断した。⁸「sheerlove十分愛」の商標無効宣告事件において、法院はまた、一定の知名度を有する他人の商標を大量に買いだめして登録した場合、一部の商標を使用しても、「不正な手段」に該当すると判断した。⁹

最後に、複数の異なる主体の商標が一定の知名度を有することを知っていても冒認出願した場合、使用計画があっても、法院は、「不正な手段」に該当すると判断した。例えば、甘肅長城公司是、2013年から2017年にかけて「西蘭石化及び図」、「中蘭石化及び図」、「中油重工Petro China Heavy Industry」、「CCRHY及び図」、「斉柴動力QICHAIPOWER」、「FLSMIDTH」、「TEREX及び図」、「FLSMIDTH」などの複数の商標を登録出願しており、甘肅長城公司是

は、上記商標のすべて又は大部分が一定の知名度を有することを証明するには十分ではなく、したがって、上記証拠に基づいて、梁来根による係争商標の登録出願が生産・経営の必要性によるものではなく、かつ登録秩序を乱すという意図と効果があると認定しにくい。係争商標の登録は「不正な手段」の状況に該当しない」と判断した。北京高院（2018）京行終4325号行政判決書を参照されたい。

⁸ 北京知識産権法院（2017）京73行初500号行政判決書、北京高院（2018）京行終1040号行政判決書。

⁹ 法院の具体的な認定は、以下のとおりである。慶鵬公司是、本事件の係争商標を含む、ヴィクトリア会社及びその関連会社の権利標章と同一又は類似する商標を大量に登録出願するとともに、実際の商標使用過程に、ヴィクトリア会社の対応するブランド製品の包装及び装飾を盗用し、意図的に模倣し、また、その冒認出願された商標に基づいて、ヴィクトリア会社のディーラーに対して商標権侵害訴訟を起し、ヴィクトリア会社の正当な民事權益を深刻に損害した。慶鵬公司是、化粧品業界の一般的な経営者として、約800件の商標を登録出願し、そのうち、他人が先に使用した権利標章、著名人の氏名と同一又は類似する商標が大量に含まれ、他人の商品信用、名誉に取り入って不正な利益を図るといった目的がより明らかであり、大量の商標異議申し立て、商標紛争、ひいては行政訴訟を引き起こし、大量の貴重な行政資源と司法資源を浪費し、社会資源を深刻に浪費し、社会公共利益を損なう。また、慶鵬公司自身の陳述によれば、わずか1~2000件の商標が実際に使用されており、かつ既存の証拠は、慶鵬公司为名の下の商標をインターネットで公開販売していることを示しても、商標を買いだめし、販売目的で商標を登録するような行為は、商標登録秩序を乱し、不特定の多数の商標出願人の利益を損なう。したがって、「不正な手段」に該当する」と判断した。北京知識産権法院（2015）京知行初字第5604号行政判決書、北京高院（2018）京行終1133号行政判決書を参照されたい。

、関連商標を実際に使用したことを証明するために対応する証拠を提出したが、上記商標の大部分は、他人が先に使用し、かつ一定の知名度を有する商標と同一又は類似し、また、甘肅長城公司是、石油化学工業業界の競争相手として、上記事実を当然知っていることが明らかであり、したがって、他人の商標が一定の知名度を有することを知っている場合、関連商標を大量に登録し、正常な商標登録秩序を乱すことは、「不正な手段」に該当する。¹⁰

上記事件と法院が発表した司法意見から、以下のように簡単にまとめることができる。

「不正な手段」の認定については、「悪意の観点に立ち返って、総括的に判断すべきであり」、「悪意」は、主観的な状態であり、「不正」は、行為評価であり、どちらも定量化又は詳細化を行いにくいという問題があり、したがって、法院は、「不正な手段」を認定するための基本的なモデルを確立し、まず、係争商標の登録出願人は、商標を大量に登録出願する行為（買いだめ）を有し、次に、商標の出願件数は係争商標出願人の自己の生産・経営に必要な量を超え、これらの商標を使用する意図がなく、最後に、悪意のある登録を行う行為者は、自分が「いろいろ知恵を絞って」登録出願した商標により大きな利益を得ることができるか否かを最も懸念しているため、商標を登録した後、一般的に、商標を3年間連続して使用しないため取り消すことを避けるために、低コストの「使用」行為を行う。「不正な手段」を排除する条件として商標の使用のみがあると、容易に「つけ込まれる」ため、この基本的なモデルにおいて、実践での異なる状況に応じて異なる変更又は異なる尺度が生じることがある。

第一、商標の出願件数を考慮しなければならない。登録出願された商標が複数の異なる主体の一定の知名度を有する商標である場合、上記いわゆる大量について、おそらく数件又は十数件で満たすことができるが、登録出願された商標が一定の知名度を有すると発見されない場合、「大量」についての件数要件をそれに応じて高める一方、使用又はその他の悪意のある表現があるか否かを調査しなければならない。

第二、商標の使用意図を考慮しなければならない。係争商標の登録出願人が商標を使用しても「有名ブランドに便乗する」又は「ただ乗り」の意味で使用した場合、特に登録出願された商標が一定の知名度を有する他人の商標に属する場合、実際の使用又は意図的な使用により、「不正な手段」に該当するこ

¹⁰ 北京高院（2018）京行終4561号行政判決書。該事件の一審において、「紛争商標の登録出願人は、本事件において上記商標を実際に使用したか又は意図的に使用することを証明するための有効な証拠を提出していないため、使用目的なしに正当な理由なしに一定の知名度を有する他人の先行商標を複製、盗用、模倣する行為に該当し、「不正な手段」に該当する」と判断した。北京知識産権法院（2017）京73行初2510号行政判決書を参照されたい。

とを認定する可能性を高める。しかしながら、係争商標の登録出願人が登録出願された商標において明らかな「有名ブランドに便乗する」行為を有しておらず、登録出願された商標のカテゴリーが、自己が過去に生産・経営した関連カテゴリーであるものが多い場合、防御登録に該当する可能性が大きく、「不正な手段」に該当する可能性が小さいと認定する。法院は、その前の判決で、過度に広範な取り締まりを避けるために、「不正な手段」で登録を得る行為と正常な登録行為及び防御登録とを区別する必要があると述べた。『『その他の不正な手段』を認定する場合、周到慎重の原則を用い、一方では、確かに商標を買いだめし、譲渡などの方式で商業利益を図ることを目的とし、他人の知名度の高い商標を大量に登録出願し、商標の本質的価値に明らかに反し、商標登録秩序に悪影響を与え、社会主義市場経済における信義誠実経営秩序の確立を妨げる行為に対して、効果的に規制すべきであり、他方では、中国が商標登録制度を用いて、商標そのものの保護に対して、関連主体による特定の商標に対する独占ではなく、商品又は役務の供給元の安定性及び対応性を考慮することが多く、したがって、同一又は類似する標識を異なる商品又は役務に使用することが許可されることを考慮すべきであり、これは、中国の基本的な商標制度によっても決定される。したがって、法律に規定されている具体的な状況を認定する場合、基本的な商標登録制度を揺るがすことを犠牲にしてはならず、そうでなければ、生み出される社会利益が支払われる社会コストをはるかに上回るため、厳密に認定しなければならない。』¹¹

第三、考慮しなければならない他の要素がある。自己が登録出願した商標を使用しないとともに、利益を図るために販売しようとする場合、又は真の商標権者に商標の譲渡を請求し、かつ高額の譲渡料を請求する場合、又は真の商標使用者に対して侵害訴訟を起こして高額の賠償金を請求する場合、又は高額賠償訴訟を起こすと脅す場合、係争商標の登録出願に「不正な手段」が用いられたことをある程度証明することができる。これらの行為はいずれも、具体的な事件の事実に照らして判断しなければならない。

(三) 「不正な手段」と商標の譲渡

商標登録出願人が商標を使用していないが、他人に譲渡し、この他人が自己使用のために商標を譲り受け、かつ公共利益又は公共秩序を損なう行為又は意図がない場合、該譲り受けられた商標が「不正な手段」に該当すると認定しないのでしょうか？国家市場監督総局の『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』（以下、『規定』と略称）第9条¹²には、譲渡が「不正な手段」の

¹¹ 北京高院（2016）京行終5374号行政判決書。

¹² 該条項には、「商標の譲渡は、商標登録部門による本規定第3条への違反に対する認定に影響を与えない」と規定されており、北京高院の『審理ガイドライン』の第7.4条にも、「係争商標の

認定に影響を与えないと規定されているが、該規定は、実践での複雑な状況を考慮しないようである。例えば、他人の先行権利を侵害しない買いだめ行為に対して、その商標が登録された後に譲渡された場合、「不正な手段」に該当すると認定するのでしょうか？譲受人が商標を善意を持って譲り受け、かつ実際に使用したか又は商標を実際に使用する意図がある場合、該商標を無効としても、公共利益又は公共秩序を損なう商標登録出願人を処罰するという目的を達成することができないが、これに対処しなければ、商標登録出願人が自己の登録出願した商標をできるだけ早く譲渡するように激励し、結果的に買いだめ取引行為を促進することになる。このジレンマを回避するために、実践では、譲渡行為に対して以下のように異なる状況を区別して処理する。

第一、商標を大量に登録出願した人に対して無効宣告請求を行い、該商標出願人が自己の登録出願した商標を譲渡して利益を図ることを目的とした場合、その譲渡行為を「不正な手段」に該当するか否かを判断する参照要因とすることができ、それにより、他の要素を組み合わせて認定して、その商標を無効とすることができる。例えば、「BABUDOG及び図」の商標無効宣告事件において、係争商標の元の出願人である万泰盛公司是、その名の下で200件以上の商標を登録出願し、そのうち、「凱蒂猫」、「華倫天奴・米切爾Valentino・MCHEAL」、「ウルトラマン・スーパーマン」、「万泰盛スパイダーマン」、「哈羅姬蒂」、「DENLOPO」など、複数の主体の異なる分野で知名度の高い商標と類似する商標が含まれる。また、係争商標の現在の登録者である泉州巴布豆公司も、約200件の商標を登録出願し、そのうち、「BABUDOG」、「巴布豆」又は「巴布犬」の文字又は図形を含む複数の商標、及び「ニューバルーン伝奇」、「鈕巴倫嘉年華NBLAND」、「哈羅凱蒂」などの他人の有名な商標名を含む商標が含まれる。万泰盛公司が一部の上記商標を商標譲渡サイトで販売し、泉州巴布豆公司が商標を使用目的で登録することではない行為を考慮すると、「不正な手段」に該当すると認定した。¹³

第二、商標を大量に登録出願する人は、商標が無効とされるリスクを避けるために自己の商標を他人に譲渡し、双方の当事者間に悪意のある共謀行為があることを判明することができる場合、双方の当事者間の利益が明らかでなくとも、「不正な手段」に基づいてその商標を無効とすべきである。例えば、前

登録出願が商標法の関連規定に違反した場合、係争商標の出願人又は登録者は、当該商標の譲受に過失が存在しないことのみを理由に、係争商標の登録を許可し又はその有効性を維持すべきである旨を主張したときは、これを支持しない。」と規定する。

¹³ 北京高院（2018）京行終5984号行政判決書。同様の状況について、北京欣楽道科技有限公司による商標審査委員会、百度オンラインネットワーク技術（北京）有限公司に対する訴訟の第13243450号「小度」の商標無効宣告事件、北京高院（2018）京行終1379号行政判決書を参照されたい。

述した「ウィーチャットWEIXIN」の商標無効宣告事件である。当然のことながら、悪意のある共謀又は利害関係を認定できなければ、「不正な手段」も認定しにくい。¹⁴

第三、実践では、譲渡に類似する状況があり、商標登録出願の開始時には、各利害関係人がそれぞれ出願し、1人当たりの商標出願件数が先行権利者又は商標審査部門の注意を引くには十分ではないが、登録を得た後に利害関係人全員の商標が共同して運用される可能性があり、出願人間の関係を確認することができれば、ある出願人の行為が「不正な手段」に該当すると認定する。例えば、「IPS」の商標無効宣告事件において、北京知識産権法院は、『IPS』自身に固定的な意味がなく、廈門協羽塑膠工業有限公司が、愛彼壘斯会社が先に使用した「IPS」標識を商標として登録することは、正当な理由を欠いている。さらに、廈門協羽塑膠工業有限公司とその株主の1人である陳清杉は、それぞれ数十件の異なる商標を登録し、正常な商業使用の意図を超えているため、係争商標の登録は、商標登録秩序を乱し、公共利益を損ない、公共資源を不当に占有する状況に該当し、「不正な手段」に該当すると認定することができる¹⁵と判断した。

最後に、譲受人が自身の使用のために1件又は数件の商標を譲り受け、譲渡人と利害関係がないか又は悪意のある共謀行為などの商標法の他の規定に違反する行為がない場合、譲受人が行った無効宣告請求に対して「不正な手段」に該当すると認定することができないようである。例えば、「Laduree」の商標無効宣告事件において、法院は、「係争商標の元の出願人である徽尚公司是、106件の商標を登録出願し、商標買いだめ行為がある可能性を否定することができないが、本事件において係争商標は奥商会社に譲渡され、無効宣告請求人である拉多芮公司是、徽尚公司和奥商公司との間に悪意のある共謀があった状況を証明することができず、係争商標が商標法の他の規定に違反しない場合、係争商標が無効とされれば、係争商標を正当に譲り受けた奥商会社に悪影響を与えることになる」と判断した。したがって、該項の規定を適用する場合、個別の事件の状況に基づいて判断しなければならず、拉多芮公司の

¹⁴ 例えば、「コーラーKOHLEER」の商標無効宣告事件において、法院は、「引用商標権者であるコーラー社の「コーラー」及び「kohler」商標が馳名商標であり、係争商標の登録出願が商標法第13条第3項に規定する状況に該当し、かつ係争商標の元の登録者である陳鎮潘及びその法定代理人である雅佳豪会社が登録した他の商標の件数、類似度及び知名度を考慮すると、係争商標の登録が「不正な手段」の規定に違反したことを証明するには不十分であると認める」と判断した。北京高院（2018）京行終4263号行政判決書を参照されたい。]

¹⁵ 北京知識産権法院（2017）京73行初1410号行政判決書。しかしながら、本事件の二審において、「係争商標は、商標法第32条に規定している状況に該当するため、商標法第44条を適用する必要がない」と判断した。北京高院（2018）京行終2271号行政判決書を参照されたい。最高法院はまた、廈門協羽塑膠工業有限公司による本事件の復審請求を拒絶した。最高法院（2018）最高法行再5772号行政裁定書を参照されたい。

他の無効宣告事件において商標評審委員会が徽尚公司の不正な行為を認定したが、本事件における係争商標を無効とすべきである当然の理由ではない。¹⁶しかしながら、譲受人は、商標登録出願人が先に登録出願した大量の商標を全部譲り受ける場合、「不正な手段」が譲渡可能性があり、譲受人にも適用できる。例えば、前述した「クレヨンしんちゃん」の商標紛争事件において、係争中の「クレヨンしんちゃん」シリーズの商標が元の登録者である誠益公司から江蘇クレヨンしんちゃん服飾有限公司に全部譲渡されており、法院は、「誠益公司は、他人の商標を大量かつ大規模に冒認出願し、かつ転売して利益を図る行為があり、「不正な手段」に該当する」と直接的に判断し、譲渡行為による「不正な手段」の排除についての問題を考慮していない。¹⁷（連載）



■ 鐘鳴

2002年から2016年にかけて、北京市高級人民法院知財権庭裁判官、審判長、第一調査組長を経験し、北京市政法系統「十百千」人材とも選出されたことがある。中国知識産権法律学研究会理事と、中華商標協会中国企業商標鑑定センターのコンサルティング専門家も兼任している。裁判官として知財権に関する民事と行政訴訟を3000件余り審理したことがある。2010年度、2011年度、2014年度、2015年度中国裁判所10大知財権案件、2014年度中国裁判所50件の典型案件に選ばれた案件などを担当した。

¹⁶ 北京高院（2018）京行終6281号行政判決書。

¹⁷ 北京高院（2011）高行終字第1427号、第1428号、第1432号行政判決書。

新専利法実施細則（以下、「新細則」という）は2023年12月21日に公布され、2024年1月20日から施行されましたが、永新知識産権の弁理士や弁護士たちは新細則について一連の解説文書を発表しました。

新特許法実施細則の解釈：特許行政保護の規則体系のさらなる完備

■ 張超

新特許法実施細則（以下、新細則と略称）は、2023年12月21日に公布され、2024年1月20日より施行される。「特許権の保護」の関連内容は引き続き第八章に記載されており、様々な種類の事件の「級別管轄」を修正するとともに、「全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争」に関する関連規定を追加することにより、特許行政保護の規則体系をさらに完備する。

◇ 級別管轄

新細則第九十五条¹には、特許紛争事件の処理及び調停について管轄部門として「自治州、アイマク、地域、直轄市の区人民政府の特許業務を管理する部門」が追加され、第九十九条第二項²及び第一百一条第三項³には、それぞれ、特許標識の規則違反事件と合法的な由来がある特許詐称製品を販売する事件について、管轄部門を「県級以上の特許法執行担当部門」と定める。

また、新細則には第百条が追加され、「出願人又は特許権者が本細則第十一条及び第八十八条の規定に違反した場合、県級以上の特許法執行担当部門は、警告を發し、10万

¹ 第九十五条：「省、自治区、直轄市人民政府の特許業務を管理する部門と、特許管理業務量が多く、かつ実際の処理能力を有する地級市、自治州、アイマク、地域、直轄市の区人民政府の特許業務を管理する部門とは、特許紛争を処理し、調停することができる。」

² 第九十九条 第二項：「特許標識が前項の規定に合致していない場合、県級以上の特許法執行担当部門により改正を命じる。」

³ 第一百一条第三項：「特許詐称製品であることを知らずに販売し、かつ当該製品の合法的な由来を証明できる場合は、県級以上の特許法執行担当部門により販売停止を命じる。」

元以下の罰金を科すことができる。」と規定されている。「本細則第十一条¹及び第八十八条²」は、特許出願及び開放許諾の手続きにおける「信義誠実の原則」に関する規定である。すなわち、新細則は、上記2種の状況に対して「信義誠実の原則」を導入するだけでなく、関連する規則違反行為に対して罰則と管轄級別を確立する。

注目に値することとして、特許出願及び開放許諾における「信義誠実の原則」の違反に対する行政法執行について、新細則では、地域管轄を規定しない。中国に常駐住所を持たない外国主体については、具体的な法執行部門をどのように定めるかは、依然として法執行実践により解明する必要がある。

◇ 重大な特許権侵害紛争

「全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争」の事件について、新細則では次の第九十六条が追加される。

「以下に挙げる状況の1つにあたる場合、特許法第七十条に言う全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争に属する。

- (1) 重大な公共利益に関わる場合
- (2) 業界の発展に重大な影響を与える場合
- (3) 省、自治区、直轄市の地域にわたる重大な事件。
- (4) 国务院特許行政部門が重大な影響を有する可能性があると判断したその他の場合。

特許権者又は利害関係人が国务院特許管理部門に特許権侵害紛争の処理を請求したが、関連事件が全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争に属さない場合、国务院特許行政部門は、管轄権を有する地方人民政府の特許業務を管理する部門を指定して処理させることができる。」

それ以来、「全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争」の事件について、以下の規則により定められた規則体系が確立される。

- 法律－『特許法』（2021年6月1日より施行）第七十条第一項：「国务院特許行政部門は、特許権者又は利害関係人の請求に応じて、全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争を処理することができる」。立法レベルでは、国家知識産権局に重大な特許権侵害紛争を処理する中央権限を与える。
- 行政法規－『新細則』（2024年1月20日より施行）第九十六条、内容は上記のとおりである。
- 部門規則－『重大な特許権侵害紛争の行政裁決弁法』（国家知識産権局、2021年6月1日より施行）。該弁法は合計27条からなり、重要な特許権侵害紛争

¹ 第十一条：「特許出願は信義誠実の原則に従わなければならない。各種の特許出願の提出は、実際の発明創造活動に基づくべきであり、不正を働いてはならない。」

² 第八十八条：「特許権者は、虚偽の資料を提供し、事実を隠すなどの手段により、開放許諾声明を行うか又は開放許諾の実施期間に特許年金の減免を受けることをしてはならない。」

の定義、立件の条件及び資料、証拠調査の権限、検証及び鑑定規則、技術調査員の規則、関連期限、執行及び公開、その他の裁決手続きを規定する。

- 部門規則－『特許行政執法弁法』（国家知識産権局、2011年2月1日より施行）。

国家知識産権局は2021年10月12日に『「重大な特許権侵害紛争の行政裁決弁法」の解釈』を公布し、『重大な特許権侵害紛争の行政裁決弁法』の策定背景、策定プロセス、主な内容などの問題について注意深く解釈する。

また、国家知識産権局は重大な特許権侵害紛争の行政裁決事件の第1陣及び第2陣、合計12件を結審した。現在、社会に公開されており、この種の事件を審査するための重要な参考として使用することができる。

◇ 新細則の適用範囲

新細則は2024年1月20日より施行される。本日より、特許管理部門に侵害を含む特許紛争事件の調停又は処理を請求する場合、新細則の関連規定が適用される。

なお、新規則と同日、国家知識産権局は、『改正後の特許法及び実施細則の施行に関連する審査業務処理に関する過渡弁法』を公布し、該弁法の適用対象は、「特許行政保護業務」ではなく「関連審査業務」であるため、特許行政保護を請求する場合に特許出願日を区別する必要がない。

また、新細則の施行前に結審していない事件に対してどのように法律を適用するかについて、明確に規定されない。訴訟手続きの実践経験に基づいて、一般的に「行為発生日」を根拠として適用法律を確定すると考えられる。具体的には、「行為」（特許権侵害、特許詐称、信義誠実違反など）が2024年1月20日より前に発生した場合、改正前の細則を適用する。2024年1月20日以降に発生した場合、新細則を適用する。行為が2024年1月20日より前に発生したが、2024年1月20日以降も継続し、改正前と改正後の細則に従っていずれも行政責任を負うべき場合、新細則を適用する。

まとめ

新細則は、特許紛争行政保護の管轄級別を再構築し、「信義誠実の原則」の違反に対する罰則及び管轄を明確にし、特に「重大な特許権侵害紛争」の規範内容を正式に組み込むことにより、特許行政保護の規則体系をさらに完備する。新細則の施行により、知的財産権保護の全面強化に関する中国共産党中央委員会と国务院の決定と取り決めをより徹底的に実行し、公正な競争の市場秩序を確実に維持し、特許権者と社会公衆の正当な権益を保証することができる。

新特許法実施細則の解釈：ハーグ特別章及び意匠 の一時保護制度の展望

■ 張超

新特許法実施細則（以下、新細則と略称）は、2023年12月21日に公布され、2024年1月20日より施行される。新細則では、第十二章に「意匠の国際出願に関する特別な規定」、すなわちハーグ特別章が追加され、意匠の国際出願の具体的な審査手続きが明確にされる。

新細則と審査基準の公布及び施行により、中国は基本的に制度レベル及び規範レベルで『ハーグ協定』との繋がりを完了し、それにより中国における『ハーグ協定』の順調な実施を保証し、中国国内及び海外のイノベーション主体の審査需要に効果的に対応する。以下、筆者は、中国の『ハーグ協定』への加入過程とその支援措置を回顧し、新細則のハーグ特別章を解釈し、これによってもたらされる「意匠一時保護制度」の可能性について議論し、かつ2つの新たな変更点を提案する。

一、『ハーグ協定』への加入過程及び規則体系

『ハーグ協定』は、フルネームが『工業意匠の国際登録に関するハーグ協定』（Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs）であり、パリ条約の加盟国によって締結された専門的な国際条約の1つであり、意匠を保護するための国際体系—ハーグ体系を確立し、商標の分野における『商標の国際登録に関するマドリッド協定』及び発明特許の分野における『特許協力条約』（PCT）とともに、工業所有権に関する国際協力体系を構成する。

2021年6月1日より、第4回改正された特許法が正式に施行されることに伴って、部分意匠に対する保護（第2条）を確立し、かつ意匠特許の保護期間を15年に延長する（第42条）ことにより、『ハーグ協定』へ加入する道を特許法制度構築レベルで開き、該協定への加入にとって最も重要な準備仕事を完了した。

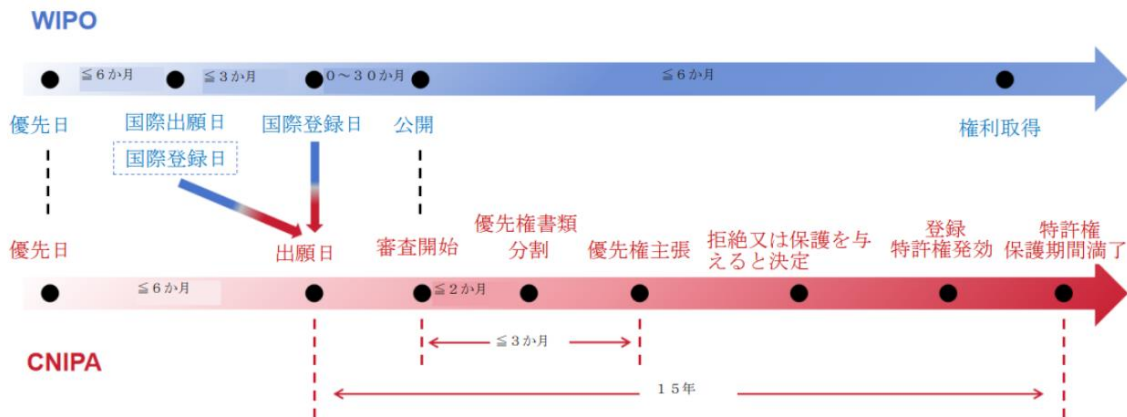
2022年2月5日に、中国は『ハーグ協定』（1999年文書）への加入書及び声明を世界知的所有権機関に寄託し、該文書は、2022年5月5日より中国で正式に発効した。2023年10月まで、『ハーグ協定』（1999年文書）には合計79個の締約国があり、96個の国・地域をカバーする。

2024年1月20日より、新細則と審査基準は正式に施行され、中国が基本的に制度レベル及び規範レベルで『ハーグ協定』との繋がりを完了することを示す。

また、国家知識産権局は、『意匠の国際登録出願に関するガイドライン』を公開し、ハーグ協定により意匠の国際登録出願を提出する手続き、審査注意事項及び費用などを整理し、イノベーション主体がハーグ体系を効率的かつ合理的に利用して世界的な製品レイアウトを開発できるように支援し、工業意匠のイノベーション能力の向上を促進することを目的とする。

二、国際段階と中国国内段階の概要タイムライン

『ハーグ協定』と中国の関連法律法規は、意匠の国際出願の国際段階及び中国国内段階におけるいくつかの主要なタイムノードと期限を規定しており、以下の図のように要約される。



三、意匠一時保護制度の展望

『特許法』第十三条には、「発明特許出願の公開後、出願人はその発明を実施している機関・組織又は個人に対し、適当な対価の支払を請求することができる。」と規定されている。該段落において、特許出願の保護期間を「一時保護期間」と呼ぶ。特許法は、一時保護期間を確立して、特許権が付与されていない特許出願を保護し、その目的が発明者の貢献を保護することであり、また特許権者と社会公衆の利益のバランスを考慮する。

新細則と審査基準の公布により、特許出願の公開手続きは依然として発明に限定され、実用新案及び意匠に対して公開手続きがないことは確実である。したがって、意匠特許について、規範レベルで一時保護制度を適用する根拠は依然として存在しない。

しかしながら、『ハーグ協定』には意匠の国際出願に対して公開手続きが規定されている[『ハーグ協定』第十条第三項には、[公開]について以下のように規定される。「(a) 国際登録は、国際事務局が公開する。その公開は、全ての締約国において十分なものとみなされるものとし、登録者が他の方法による公開を求められることはないものとする。」]ため、各締約国が提出した、中国を指定する国際出願は、中国の意匠権を取得する前にWIPOによって公開されているはずである。前述したように、中国の現行の特許制度には意匠（特に国際出願）の一時保護制度が明確に規定されておらず、これは、意匠者と公衆の間の利益がバランスをくずすことをある程度引き起こす。

一方では、中国を指定する意匠の国際出願に一時保護を与えない場合、出願がWIPOによって公開されると、盗作者に完全に読み取られ、それを防御する権利がないというジレンマに陥ることになり、このジレンマは最長6か月続くことがある。精緻なデザインに依存する多くの消費品、装飾品にとって、該期間内の模倣品による審美及び価格の低下は、権利者にとって将来取り返しのつかない損失となる。中国を指定する意匠の国際出願に一時保護を与えない場合、海外の出願人の利益を損なうことが避けられず、また海外の出願人がハーグ協定により中国の意匠権を取得する積極性も減退することが考えられる。

この懸念を踏まえると、中国を指定する意匠の国際出願に一時保護を与えることは、意匠者の貢献を保護するという特許法の一時保護制度の確立概念と目的により合致する。

当然のことながら、他方では、意匠の国際出願に一時保護期間制度をどのように適用するかについては、特許権者と公衆の利益のバランスを同時に考慮する必要がある。現在、『ハーグ協定』には、WIPOの公開が、「全ての締約国において十分なものとみなされるもの」とすると規定されているが、意匠の国際出願はWIPOの『国際意匠公報』にのみ公開され、公開言語が英語、フランス語、スペイン語に限定される。WIPOが中国語での公開を提供しない場合、中国の公衆がWIPOによって公開された意匠の国際出願をいずれも「明らかに知っているか又は知っているべきである」状態にあり、さらに一時保護期間の費用を支払う必要があると簡単に認めるのは不適切である。

要約すると、WIPOの公開が中国国内段階の公開とみなせるか否か、また『特許法』第十三条を拡大解釈して意匠の国際出願に類推適用できるか否かは、司法実践により説明する必要がある。

四、2つの変更点

新細則と基準の施行に伴い、意匠特許の出願、無効、権利行使などに関して多くの変更が生じることは避けられず、現行の新細則の規定から見ると、従業員は以下の2つの点に注意する必要がある。

1. 拡大先願

『特許法』第二十三条には、「特許権を付与する意匠は、既存の設計に属さないものとする。また、いかなる部門又は個人も同様の意匠について、出願日より前に国务院特許行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された特許文書において記載されていないこととする。」と規定されている。

該規定によれば、意匠出願の拡大先願は、少なくとも以下の要件を同時に満たさなければならない。

- 意匠が同じであること、
- 出願日より前に国家知識産権局に出願したこと、
- 該同じ意匠が出願日以降に国家知識産権局が公開した特許文書において記載されること。

ハーグ協定に加入する前、意匠出願の拡大先願は、該出願の出願日より前に国家知識産権局に提出され、まだ登録されていない中国の意匠出願に限定された。

しかしながら、ハーグ協定に加入した後、ハーグ協定の各締約国がそれぞれの国内官庁又は国際事務局に提出した意匠出願は、中国へ移行するように指定される場合、中国の意匠出願の拡大先願となる可能性がある。

具体的には、ハーグ協定の各締約国がそれぞれの国内官庁又は国際事務局に提出し、中国へ移行するように指定した意匠出願は、WIPOに登録された日より、中国国内段階に移行し、「国家知識産権局に出願した」ものとみなされる。また、この時、該出願はW

I P Oによって公開されていないため、まだ既存のデザインを構成しない。そして、該国際出願に最終的に意匠権が付与されると（すなわち、特許公報に公開されると）、その出願日以降の中国の意匠出願の拡大先願となる。

中国の出願人が直面する拡大先願が大幅に増加し、付与された意匠権が将来の権利行使においてより多くの課題に直面することが考えられる。

2. F T O 予防調査

ハーグ協定に加入する前に、意匠に関するF T O 予防調査については、国家知識産権局が公開した意匠権のみを検索し分析するだけでよい。

ハーグ協定に加入した後、意匠出願の国際段階に公開手続きがあることを考慮して、F T O 予防調査を行う場合、該出願が将来中国に移行し成功して意匠権が付与された後に当事者の製品に対して侵害の脅威となることを避けるために、W I P Oによって公開され、中国へ移行するように指定された意匠出願をさらに検索する必要がある。

まとめ

新細則は、『ハーグ協定』などの国際規則との効果的な繋がりを強化し、意匠の国際出願の具体的な審査手続きを明確にし、出願人に利便性をさらに提供する。新細則の施行により、特許法の効果的な実施に役立ち、国際条約との順調な繋がりを保証する一方で、現行の規則の変更を引き起こし、イノベーション主体がその知的財産権を保護することについて新たな課題をもたらす。

■ 張超

弁護士、弁理士（特許）、商標弁理士

張超弁護士は 2015 年に永新に入社し、Nippon Steel（日本製鉄）、JDI（日本ディスプレイ）、Panasonic（日本パナソニック）、Johnson&Johnson（米国ジョンソン・エンド・ジョンソン）、DuPont（米国デュポン）、Evonik（ドイツウィンドトロン）、蜂巢エネルギー、長城汽車、上海汽車を含む多くの大手国際企業の特許訴訟事件を代理してきた。特許無効、自由実施可能（FTO）分析、知的財産権戦略コンサルティングなどのサービスを提供し、競業制限紛争を処理する豊富な経験を有している。

張弁護士は工学と法学の複合的な背景を持ち、その得意とする技術分野には新エネルギー材料・装置、スマートデバイス、自動車、自動運転、コネクテッドカー、液晶ディスプレイ、人工知能、意匠などが含まれる。



新特許法実施細則の解釈：職務発明創造についての奨励・報酬

■ 劉蘭蘭

新特許法実施細則（以下、新細則と略称）は、2023年12月21日に公布され、2024年1月20日より施行される。新細則では、「所属機関の物質的技術条件」の定義を改正し、かつ職務発明創造についての奨励・報酬に対する法定基準を高める。

1. 第十三条には、「所属機関の物質的技術条件」の定義における1つの表現が調整される。

新細則の総則部分の第十三条には、特許法第六条にいう「所属機関の物質的技術条件」の定義が調整され、「…一般的に開示されていない技術資料など」を「…一般的に開示されていない技術情報及び資料など」に変更し、所属機関の技術条件が、一般的に開示されていない「技術資料」を含むだけでなく、一般的に開示されていない「技術情報」を含むことを明確にする。改正後の表現は、民法典第四百四十五条の技術契約内容における「技術情報及び資料」という表現及び『最高人民法院による技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈（2020年改正）』の第3条の「開示されていない技術情報及び資料」という表現と統一している。

2. 第九十二条には、職務発明創造についての奨励方式が追加される。

新細則の第九十二条第一項には、「特許権が付与された機関が、イノベーションによる利益が合理的に共有されるように、発明者又は意匠者に対する株式、オプション、配当などの財産権インセンティブを導入することを奨励する。」と追加される。

新細則は、現行の特許法の第4回改正で追加された第十五条第二項を吸収し、企業がすでに実践で使用している株式、オプション、配当などの利益共有メカニズムを奨励・報酬方式に組み込む。該規定により、柔軟で多様な方式が機関に提供されて、発明者又は意匠者がイノベーションによる利益を合理的に共有でき、それにより、イノベーションの促進と特許の実施及び使用の促進に役立つ。

3. 第九十三条には、職務発明についての奨励金額が引き上げられる。

新細則の第九十三条には、発明特許一件あたりの報奨を、3000元を下回ってはならないことから4000元を下回ってはならないことまで引き上げ、実用新案特許又は意匠特許一件あたりの報奨を、1000元を下回ってはならないことから1500元を下回ってはならないことまで引き上げる。

奨励・報酬制度には、「約束優先、法定補助」の原則が適用されているが、特許法実施細則の第3回改正後、新細則には、職務発明についての法定奨励金額の下限を再び引き上げ、経済社会発展の実情に合わせ、職務発明者の発明創造に対する積極性を刺激する。

4. 第九十四条には、職務発明についての報酬の決定方式が改正される。

新細則では、第九十四条における職務発明についての報酬の決定方式が改正され、約束がない場合、『中華人民共和国科学技術成果転化促進法』の規定に従って、発明者又は意匠者に合理的な報酬を与えなければならない。

『中華人民共和国科学技術成果転化促進法』第四十五条には、以下のように規定する。

「科学技術成果を完成した機関は科学技術要員と奨励と報酬の方式と金額について規定も約定もしていない場合には、以下に掲げる基準に従って職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした者に奨励と報酬を給付する。

- (1) 当該職務科学技術成果を他人に譲渡し、その実施を他人に許諾した場合、当該科学技術成果の譲渡又は許諾による純収入から50%以上の割合で引き出すこと
- (2) 当該職務科学技術成果をもって評価出資する場合、当該科学技術成果によって形成された持分又は出資の比率から50%以上の割合で引き出すこと
- (3) 当該職務科学技術成果を自ら実施するか、又は他人と協力して実施する場合には、転化を実施し操業に成功した後、連続して3年間ないし5年間、毎年当該科学技術成果の実施による営業利益から5%以上の割合で引き出すこと

国によって設立された研究開発機関、高等教育機関が奨励と報酬の方式及び金額について規定する又は科学技術要員と約束する場合、前項第1号から第3号の規定の標準に合致しなければならない。

国有企業、事業機関が本法の規定に従い、職務科学技術成果の転化に重要な貢献をした者に給付する奨励と報酬の支出は、当年度の所属機関の給与総額に計上するが、当年度の所属機関の給与総額の制限は受けず、所属機関の給与総額の基数に盛り込まない。」

新細則には、報酬の計算根拠として『中華人民共和国科学技術成果転化促進法』の規定が直接的に導入され、従来の下位法と上位法の法律規定が一致していないという問題を解消し、職務発明の法律体系の完備に対して重要な意味を有する。また、新細則が発効した後、該条項を実際に適用する場合、法定報酬の計算に一定の課題をもたらす。まず、新細則における法定報酬の計算では、職務発明創作の種類を発明特許、実用新案特許、意匠特許として区別せず、すべて『中華人民共和国科学技術成果転化促進法』の規定に従って計算する。次に、具体的な金額を「使用許諾料の10%」から「許諾又は譲渡による純収入の50%」に引き上げ、「毎年の実施により得られた営業利益の2%（発明・実用新案）又は0.2%（意匠）」から「操業後に連続して3年間ないし5年間、毎年の営業利益の5%」に引き上げる。また、職務発明者、意匠者と「職務科学技術成果の転化に重要な

貢献をした者」の間の配分問題に関する可能性がある。したがって、『中華人民共和国科学技術成果転化促進法』の上記計算方式で、実務において職務発明の法定報酬額の決定は必ずより複雑である。ここで、企業は、自社の発展状況に基づいて職務発明についての奨励・報酬制度をできるだけ早期に確立し、奨励・報酬方式を明確にし、発明者及び意匠者と合理的な報酬について約束し、職務発明の実施により得られた利益をできるだけ詳細に記録することにより、将来、関連する紛争が発生する場合に、報酬の計算に法定標準を適用することによって生じる様々な不都合を回避する。

新細則は、2024年1月20日より施行される。新細則の施行後、すべての特許権が付与された職務発明特許についての奨励・報酬に対して、いずれも該細則を適用する。新細則の実施により、職務発明者の権益に対する保護を強化し、機関と発明者により柔軟で多様な約束余地を与え、また、機関が法定義務を履行するようある程度指導し促進する。職務発明についての奨励・報酬制度の完備は、発明創造を激励し、科学技術イノベーションを促進し、科学技術の進歩と健全な経済社会の発展を促進するなどの面で、必ずより重要な役割を果たす。



■ 劉蘭蘭

弁護士、弁理士（特許）、商標弁理士

劉蘭蘭弁護士は 2015 年に永新に入社し、多くの特許訴訟及び無効審判事件を代理した経験を持つ。Johnson&Johnson（米ジョンソン・エンド・ジョンソン）、BOSCH GmbH（独ボッシュ）、VOLVO（ボルボ）、Igus GmbH（独イグス）、DuPont（米デュポン）、Unilever（ユニリーバ）、迅達エレベーター、東芝、日立、上海汽車等、国内外の有名企業を担当した。

劉弁護士は工学の背景を持ち、得意とする技術分野には、ハイエンド医療設備、スマートデバイス、電気機械設備、通信設備、自動車、自動運転、新エネルギー及び人工知能などがある。

永新に入社する前、劉弁護士はいくつかの省・部級知的財産権研究課題を主宰又は参与しており、『専利法』第3回改正、『著作権法』第3回改正、『職務発明条例』草案、『国家標準の専利に係わる管理規定（暫定）』等、知的財産権に関する法律法規及び規則の制定・改正作業に従事した。

新特許法実施細則（以下、新細則と略称）は、2023年12月21日に公布され、2024年1月20日より施行される。特許法第66条第2項には被疑侵害者が「特許権評価報告書」を自発的に請求することができることが追加される場合、新細則では、特許権評価報告制度を、請求主体、時期及び期限、報告書の発送及び通知、報告書の訂正などの観点から調整し完備する。

1. 制度の沿革

意匠特許及び実用新案特許は、方式審査のみを必要とし実体審査を必要としないという制度上の取り決めにより、発明特許に比べて、意匠権及び実用新案権の有効性が質疑され挑戦されやすい。この欠陥に対し、2000年に改正された特許法では、実用新案特許に対して検索報告制度を確立したが、評価範囲は新規性及び進歩性のみに限定された。2008年に改正された特許法では、検索報告書を特許権評価報告書に改正し、内容は特許法上の特許権付与条件を満たさないすべての欠陥に拡大され、かつ報告対象が意匠特許と実用新案特許に拡大された。特許権者と利害関係人に基づいて、2020年に改正された特許法に報告書を請求する請求主体として被疑侵害者をさらに追加した。

2. 請求主体として被疑侵害者を追加することによる調整

通常、被疑侵害者の利益と特許権者又は利害関係人の利益との間に矛盾があり、特許権者又は利害関係人にとって、被疑侵害者は通常、特許権評価報告書の結論及び理由に対して異なる態度を持っている。被疑侵害者が特許権評価報告請求書を提出する場合、被疑侵害者と特許権者又は利害関係人の利益のバランスを図るために、2023年に改正された審査基準ではこれに対して以下のように規定されている。

- 被疑侵害者は、侵害訴訟の被告、行政法執行の被請求人、弁護士の手紙の受取者又は電子商取引プラットフォームの被告人などを含む。被疑侵害者は、特許権評価報告請求書を提出する場合、関連する証拠書類を提出しなければならない。
- 特許権評価報告書が作成されると、被疑侵害者に送付されるだけでなく、国家知識産権局は特許権者にも通知する。
- 被疑侵害者又は特許権者は、特許権評価報告書に誤りがあり、修正する必要があると考える場合、特許権評価報告書を受け取ってから2か月以内に修正請求を提出することができる。

3. 請求時期と報告書の作成期限

新細則の前の特許権評価報告又は検索報告について、関連する特許出願が登録された後にのみ請求書を提出することができる。新細則では、請求人の異なる身元に基づいて、

異なる提出時期を設定し、被疑侵害者又は利害関係人にとって、依然として関連する特許出願が登録された後にのみ請求書を提出することができるが、出願人にとって、特許権登録手続きを行う際に請求書を提出することができる。

異なる時期に提出された特許権評価報告請求書に対して、新細則では、以下の対応する期限が規定されている。登録後に提出された特許権評価報告請求書に対して、報告書の作成期限は、請求書提出日から2か月以内であり、特許権登録手続きを行う際に提出された特許権評価報告請求書に対して、報告書の作成期限は、登録日から2か月以内である。

上記を踏まえると、特許登録手続きを行う際に特許権評価報告請求書を提出すると、出願人が異なる請求を一度に提出することを容易にするが、実用新案又は意匠の特許出願を登録する前にその有効性に対して実体審査を行ったことを引き起こさず、これは依然として発明特許に対して重要な特徴である。

4. さらに明確にする必要がある問題

特許法の規定によれば、特許権評価報告書が特許侵害紛争の審理及び処理の証拠とされるため、被疑侵害者と特許権者及び利害関係人との間の利益矛盾が特許権評価報告書に反映されることは避けられず、両者間の紛争は少なくとも特許権評価報告書の提出と訂正にまで及ぶことが予想される。

(1) 報告書の提出：新細則第六十三条第二項によると、複数の請求人が同一の特許に対して特許権評価報告請求書を提出する場合、国家知識産権局は特許権評価報告書を1式だけ作成するが、請求書を提出するための正式な手数料を請求人間で均等に分割するか又は特定の請求人が負担するように指定するかについて、明確な規定がない。報告請求人の身元は、被疑侵害者にとって非常に重要であり、その後の手続きに参加するための前提条件である。被疑侵害者が請求人としての身元を失うと、特許権評価報告書が通知され、その後の訂正請求書を提出する資格を失うことを意味する。また、2023年に改正された審査基準には、国家知識産権局が特許権評価報告書の作成後に特許権者に通知するという義務を規定しているだけで、被疑侵害者が請求書を提出する場合に特許権者に通知する必要があるか否かについては規定されていない。

(2) 報告書の訂正：被疑侵害者と特許権者は、いずれも特許権評価報告書に誤りがあるため、訂正される必要があると考えるが、それぞれ国家知識産権局に意見が相反する訂正請求書及び理由を提出した場合、(a) 復審意見通知書を作成する前に、国家知識産権局はこれらの訂正請求書及び理由に対して一つずつ回答する必要があるか否か、必要がある場合、これらの回答を1つの文書でまとめて作成するか又は異なる文書で個別に作成するか、(b) 国家知識産権局は、被疑侵害者と特許権者の両方の意見を聞くための公聴会を組織することができるか否か。

新特許法実施細則の解釈：特許開放許諾制度を明らかにする

■ 于偉艶

新特許法実施細則（以下、新細則と略称）は、2023年12月21日に公布され、2024年1月20日より施行される。特許法第4回改正により、特許開放許諾制度を確立し、新細則の第六章の「特許の特別実施許諾」部分には、開放許諾宣言の内容要件、開放許諾を実施してはならない状況、許諾成立後の届出などが具体的に規定されている。

一、開放許諾宣言の内容要件

新細則の第八十五条には、「開放許諾宣言が特許番号、特許権者情報、特許実施許諾料の支払い方及び基準、特許実施許諾期間などを含む必要がある」と規定されている。英国、ドイツなどの国は、特許権者が宣言において特許開放許諾を行う基本情報を示すことのみを要求し、具体的な許諾条件を公布する必要がなく、¹中国の開放許諾宣言は、特許権者が許諾料の支払い方、基準、及び許諾期間を明確にすることを要求している。『民法典』第472条の要約成立条件の判断基準に基づき、上記内容を含む開放許諾宣言は、「内容が具体的に決定される」程度に達する。また、『特許法』第51条第1項に規定されている「開放許諾特許を実施する意思がある主体は、書面で特許権者に通知し、公告された許諾料の支払い方、基準に従って許諾料を支払えば、特許実施許諾を得る」とことと組み合わせ、中国の開放許諾宣言は要約属性を有し、潜在的实施者は、特許権者とさらに協議する必要がなく、特許権者に通知するだけで許諾条件を確定する法律結果が生じる。

従来の特許許諾の1対1の交渉モデルとは異なり、特許権者が開放許諾宣言において許諾料基準を開示すると、必ず特許権者の経営情報又は以前に許諾された情報が含まれることが避けられず、特許権者が情報開示において「明所」にある。したがって、特許権者は、後続の許諾交渉又は侵害訴訟における損害賠償額の計算に悪影響を与えることを避けるために、許諾料基準を適切で合理的に説明しなければならない。

二、開放許諾を実施してはならない状況

新細則の第八十六条には、特許権が独占的又は排他的許諾の有効期間内にある場合、所有権紛争中にあるか又は人民法院により保全措置が講じられた場合、年金納付が規定どおりに行われなかった場合、特許権に質権が設定されており、質権権者の同意がない場合な

¹ 十二国特許法の翻訳組：『十二国特許法』、清華大学出版社2013年版、第561頁、国家知識産権局条法司：『外国特許法選訳』、知識産権出版社2015版、第874頁。

どを含む、特許権者が開放許諾を実施してはならないいくつかの状況が規定されている。本条項は、特許権者が、開放許諾の実施対象である特許権が適法で有効であり、かつ特許権の実施を妨げる権利負担がないことを保証しなければならないと要求する。

独占的又は排他的許諾の有効期間内にある特許については、許諾契約が届出されていなくても無効にならないため、実践において届出されていない特許許諾契約が存在し、これにより互いに矛盾する特許許諾方式をもたらす可能性のある。例えば、開放許諾宣言を出した特許は、独占的又は排他的許諾有効期限内にあるが、許諾契約が届出されておらず、当該特許の開放許諾宣言は、中国知的財産権局による審査後に公開される。上記状況は、独占的又は排他的被許諾者の市場シェアを損害し、さらにその独占的又は排他的許諾契約を締結する際に期待される収益に影響を与える可能性がある。したがって、独占的又は排他的許諾契約を締結する際に、独占的又は排他的被許諾者は、締結する前のデューデリジェンスにおいてより多くの要素を考慮する必要があり、目標特許に対して先に何らかの許諾を下したか否かをチェックする必要があるだけでなく、特許権者が開放許諾宣言を出したか否かをチェックし、独占的又は排他的許諾契約に署名した後に直ちに届出する必要がある。

三、開放許諾成立後の届出手続き

新細則の第八十七条には、開放許諾が達成された後、特許権者又は被許諾者は、国家知識産権局に届出しなければならないと規定されている。従来の特許許諾契約と同様に、届出は、許諾契約の発効条件ではないが、国家知識産権局が同日に公布した『特許審査基準（2023年）』によれば、特許権者は、特許開放許諾実施契約を提出する際に、特許年金の減額納付の請求を提出することとみなされる。年金の減額を受けることは特許権者にとって開放許諾付与による主なメリットの1つであると考え、開放許諾契約の届出率は他の許諾契約よりもはるかに高くなることが予想される。

四、開放許諾における信義誠実の原則に対する要求

新細則第八十八条には、「特許権者は、虚偽の資料を提供し、事実を隠すなどの手段により、開放許諾宣言を行うか又は開放許諾の実施期間内に特許年金の減免を受けることをしてはならない」と規定されている。特許権者に年金の減免を騙す手段を提供することではなく、開放許諾により技術成果転化の制度価値を高めることを実現するために、本条項は、特許権者に対し、開放許諾宣言を作成し、年金の減免を申請することに対して信義誠実の原則に従うことを要求する。また、新細則の第百条には、「特許権者が第十一条及び第八十八条の規定に違反した場合、県級以上の特許執法担当部門は、警告を発し、10万元以下の罰金を科すことができる」と規定されている。新細則の第百条は、信義誠実の原則の違反に対する直接的な行政処罰措置がない立法上の空白を埋めるものであり、特許権者は、開放許諾において信義誠実を持たなければならない、そうでなければ、最終に得たもので損失を償えない可能性がある。



■ 于偉艷

弁護士、弁理士（特許）、商標弁理士

于偉艷弁護士は、2002 年から知的財産権法律サービスに従事し、ソニー、IBM、P&G、三菱電機、Motorola 等の世界的有名企業にサービスを提供してきた。2014 年に永新に入社し、主に知的財産権、契約、インターネット分野の法律サービスに注力している。特許侵害訴訟、特許行政訴訟、特許行政保護、特許無効、特許侵害調査、特許自由実施可能検索、特許無効検索、ネットワークセキュリティ及びデータ保護コンプライアンス分析、著作権侵害訴訟等を担当し、特許事件は主に機械分野及び意匠に携わる。

新特許法実施細則の解釈：特許権付与・特許権確定 手続きの中止規定の沿革

■ 穆豪亮

新特許法実施細則（以下、新細則と略称）は、2023年12月21日に公布され、2024年1月20日より施行される。一般の人々の間で知的財産権の尊重と保護に対する意識が徐々に深まるにつれ、実践では、異常な特許出願、虚偽特許をめぐる紛争又は意図的に「でっち上げられた」特許紛争が徐々に現れている。特許権者、出願人又は利害関係人がこれらにより不正な利益を得たり、他人の利益を侵害したりする。実践での権利濫用のリスクを防ぐために、2020年に改正された特許法に誠実信義の原則が導入され、特許権者又は出願人の権利行使行為を規制するために、新細則の第百三条第二項には、特許権確定・特許権付与手続きにおける中止請求について改正する。

1. 特許権確定・特許権付与手続きにおける中止請求の審査は、方式審査から実体審査に変更され、国家知識産権局により大きな権限が付与される。

特許権確定・特許権付与手続きにおける中止請求に対して、新細則第百三条第二項の改正には以下の2つの点が含まれる。（1）国家知識産権局に中止請求書を提出する場合、その理由を説明しなければならない。改正前の細則に、請求書のみを提出するだけでよく、理由を説明する必要がない。（2）国家知識産権局は、中止の理由が明らかに成立できないと判断した場合、関連手続きを中止しなくてもよく、この点は新細則に追加される内容である。

特許権確定・特許権付与手続きにおける中止請求に対して、2001年特許審査基準には、中止の範囲に全ての審査、復審、無効宣告請求の審査手続きが含まれると規定されている。2006年特許審査基準には、中止請求が承認される前に公開又は登録手続きが公報編集まで進んでいた場合、中止の影響を受けないと規定されている。2010年特許審査基準には、さらに、中止請求が承認される前に公開又は登録準備まで進んでいた場合、中止の影響を受けないと調整されている。

2023年特許審査基準には、新細則の第百三条第二項に基づいて、特許無効宣告手続きにおける中止しなくてもよい状況がさらに明確にされる。

- 実施された審査作業に基づいて無効宣告請求審査決定を行うことができる場合、
- 所有権紛争の当事者が依拠した理由が明らかに不十分であり、所有権紛争の存在を証明するのに十分な証拠を提出しない場合、
- 特許権無効宣告手続きを中止すると、明らかに当事者の利益又は公共利益を損害することを示す証拠がある場合、
- 手続きの中止請求に明らかに誠実信義でないか又は不正な行為があることを示す証拠がある場合。

新細則第百三条第二項の改正により、国家知識産権局は特許権確定・特許権付与手続きにおける中止請求に対して方式審査から実体審査に変更し、かつ国家知識産権局に関連手続きを中止するか否かを決定する権限が付与される。

2. 中止規定の沿革は、誠実信義の原則の細分化を反映し、各当事者の利益のバランスをとることにさらに役立つ。

各バージョンの特許法、実施細則、審査基準の関連規定を組み合わせると、以下のことが分かる。特許権確定・特許権付与手続きにおける中止請求に対して、特許権者と出願人の利益を絶対に保護することから、紛争に関係する各当事者が誠実信義に従って権利を行使しなければならないことまでの沿革を経ている。

実践では、特許権者、出願人の利益を絶対的に保護すると、特許権者又は出願人が法律規定を利用して権利を濫用するか又は相手方の正当な利益を損害する可能性がある。例えば、特許無効宣告事件において、特許権者が所有権紛争を意図的に「でっち上げられて」中止請求を提出することにより、無効宣告請求審査決定が予定通りに下されず、さらに特許権者と第三者の侵害紛争が長期間保留状態にされることになる。特許権者又は出願人の相手方に対して、改正後の規定は、特許権者又は出願人が中止手段により不正な利益を得ることに対する救済手段を提供する。



■ 穆豪亮

弁護士、パートナー、弁理士（特許）

穆豪亮弁護士は 2007 年に永新に入社し、知的財産権に関する法律サービスに従事している。特許権侵害訴訟、特許復審及び無効、特許の検索及び分析、権利侵害調査、展示会の権利保護、契約書の起草及び審査、ノウハウの保護、知的財産権の許諾及び管理、知的財産権の申請、運営及び保護戦略等の各知的財産権に関する法律サービスを含む、技術類に関わる知的財産権紛争の処理に長けている。

新日鉄、ミシュラン、デュポン、リモワ等の多国籍企業及び中国本土企業の代理で、複雑な知的財産権紛争を処理したことがあり、特に材料、電気機械設備及び製造、医療機器及び設備、紡績、自動車等の分野で、訴訟や特許無効の経験が豊富である。

穆豪亮弁護士は多くの重要案件を代理しており、「鎖錠付き髄内釘」発明特許権侵害紛争が 2021 年中国法院知的財産権司法保護状況白書に入選、新日鉄の無効発明特許無効紛争が 2013 年最高裁判所における 50 の古典的知的財産権事件に入選、リモワ有限公司が嘉善可悦包包有限公司を訴えた発明特許権侵害紛争が 2019 年浙江法院知的財産権 10 大事件に入選した。

また、多くの専門記事を発表し、国家知的財産権局が主催した「特許代理人実践教材」の起草作業に参加した際は、北京市涉外弁護士人材バンク及び 2022 年世界トップ特許個人ランキング (IAM PATENT 1000 : the World's Leading Patent Professionals 2022) に入選した。



永新知識產權
NTD IP ATTORNEYS

网站: www.chinantd.com

专利: sunjian@chinantd.com

商标&法律: liyaqiong@chinantd.com

上級顧問: 鐘鳴

編集: 劉方圓、王智慧

總責任者: 沈春湘、李雅瓊



北京 · 上海 · 深圳 · 香港 · 东京 · 慕尼黑